

放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する告示案新旧対照表

○放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件（平成十一年郵政省告示第七百七十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 二 (略)	一 二 (略)
四 法第九十四条第一項の規定により衛星基幹放送の業務に係る周波数を指定された認定基幹放送事業者が、周波数の能率的な利用の観点からの当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の要請に基づきその指定された周波数を変更しようとするとき	四 法第九十四条第一項の規定により衛星基幹放送の業務に係る周波数を指定された委託放送事業者が、周波数の能率的な利用の観点からの当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の要請に基づきその指定された周波数を変更しようとするとき
五 (略)	五 (略)
六 法第九十四条第一項の規定により移動受信用地上基幹放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十二年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に定める放送を行うものに限る。）の業務に係る周波数を指定された認定基幹放送事業者が、周波数の能率的な利用の観点からの当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の要請に基づきその指定された中央の周波数又は二セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第二十四条の七において準用するデジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する二セグメント形式のOFDMフレームをいう。）若しくは一セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第二十四条の七において準用するデジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する	

「セグメント形式のOFDMフレームをいう。）の別を変更しよ
うとするとき

七 複数の移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けている一の者が、その認定を受けた移動受信用地上基幹放送の業務のそれぞれについて法第九十四条第一項の規定により指定された中央の周波数を入れ替え、又は、複数の者が、それが認定を受けた移動受信用地上基幹放送の業務について法第九十四条第一項の規定により指定された中央の周波数を同時にに入れ替える場合であつて、周波数の能率的な利用を妨げないとき

六 複数の移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けている一の者が、その認定を受けた移動受信用地上基幹放送の業務のそれぞれについて法第九十四条第一項の規定により指定された中央の周波数を入れ替え、又は、複数の者が、それが認定を受けた移動受信用地上基幹放送の業務について法第九十四条第一項の規定により指定された中央の周波数を同時にに入れ替える場合であつて、周波数の能率的な利用を妨げないとき